

八王子市DV・ストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱

平成 16 年 7 月 1 日施行

改正 平成 19 年 4 月 1 日
平成 24 年 10 月 1 日
平成 26 年 5 月 1 日
平成 28 年 12 月 12 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 12 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。)、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)及びこれらの規定に準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者(以下「支援措置対象者」という。)を保護する観点で、住民基本台帳法(昭和 42 年7月 25 日法律第 81 号。)に基づく、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、申出の相手となる者(以下「相手方」という。)から支援措置対象者の住所を探索するための請求についてこれを拒むことにより支援措置対象者の保護を図ることを目的とする。

(申出の受付)

第2条 支援を受けようとする、次に該当する支援措置対象者は、本要綱に定める申出書(様式1)により、市長に対し申出を行わなければならない。

- (1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- (2) ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの
- (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- (4) 前号(1号から3号)に準ずると認定されたもの

2 市長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せ支援措置を実施することを求める場合には、その旨を併せて申出をさせることとする。

3 市長は、申出者が、他市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合は、その申出について、併せて申出書に記載させることとする。

4 市長は、申出者に対し、個人番号カード等の本人確認書類の提示を受けるなどの方法により、本人確認を行う。

5 支援措置の申出は、自ら行うことを原則とするが、市長がやむをえないと判断した場合は、代理人により、申出を行うことができる。この場合、前項に準じて代理人が本人であることを確認する。

(支援の必要性の確認)

第3条 市長は、第2条の申出を受けた場合には、第2条第1項に掲げる者に該当し、かつ、相手方が住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、本要綱に定める確認書(様式2)等により、相談機関等の意見を聴き、確認する。

2 第2条第2項による申出を受けた場合には、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて相談

機関等の意見を聴き、確認する。

3 第2条第3項による申出を受けている場合には、第1項の確認をした後に、申出書の写しを当該市町村長に対して送付する。

4 市長は、他の市町村から送付された申出書について、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、本市においても支援の必要性があることとする。

(支援措置の期間)

第4条 支援措置の期間は、原則として支援を決定した日から、起算して1年とする。また、支援措置の期間終了の
一か月前から支援措置の延長の申出を受けるものとする。この場合には、第3条の規定により処理をする。

延長後の支援措置期間の起算日は、延長前の支援措置期間の終了日の翌日とする。

(支援措置の終了)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

- (1) 支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき
- (2) 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき
- (3) 支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援の終了は、原則として支援措置対象者と同時とする。

(支援の範囲)

第6条 市長は、第3条により認定をした場合には、次に掲げる支援を行う。

- (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に係る支援措置
 - ・支援措置対象者及びその者と同一の住所を有する者にかかる部分を閲覧台帳から抹消する。
- (2) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置
 - ・相手方が判明しており、相手方から請求がなされた場合には、不当な目的があるものとして請求を拒否する。
 - ・支援措置対象者本人から請求がなされた場合には、なりすましによる交付を防ぐため、原則として代理人若しくは使者又は郵送による請求は認めない。ただし、あらかじめ約束された本人確認書類の提示や、支援措置対象者への電話確認が取れた場合には交付する。
 - ・その他第三者から請求がなされた場合には、相手方が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため本人確認をより厳格に行う。また、相手方から依頼を受けた第三者からの請求を防ぐため請求事由についてもより厳格な審査を行う。

(その他)

第7条 この要綱の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。